

## いじめ防止の基本方針

### 1. 「いじめ」の定義

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)において、「いじめ」は次のように定義されている。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

#### 【いじめ防止基本方針】（「いじめ」をさせないために）

「いじめ」を生み出す心理的な理由としては、「いじめ」を行う子どもの存在感や自尊感情に対する欲求不満の解消を求める心理があると思われる。「いじめ」をなくするためには、根本的に「いじめ」を行う子どもの存在感や自尊感情を満足させるように、彼らとのコミュニケーションを深め、彼らの悩みを解消していくことが必要となる。また、「いじめ」の「観衆」や「傍観者」を含む全ての子どもたちの中に、他人に対する思いやりや弱者に対するいたわりといった、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切である。

### 2. いじめの未然防止・早期発見（「いじめ」を見逃さないために）

◇生徒指導部を中心に生徒向け講習など、いじめ予防意識の啓発を行う。

①教員向け校内研修の計画と実施

②いじめ問題に関する外部の研修会等への参加および職員会議等での報告

◇いじめの早期発見のために

①定期的に学校生活アンケートを実施（原則として年 2 回実施）

②アンケート内容および実施方法の検討

③アンケート結果および担任との面談を通して状況把握および情報収集を行う。

④学級通信や保護者会等を通じての学校の取り組みの発信

⑤養護教諭・スクールカウンセラー等を活用した生徒のための相談窓口設置と周知

### 3. いじめへの対応

初動対応

①生徒指導部を中心に教員間での情報共有、関係部署や関係生徒から複数教員で事実確認を行う。必要に応じて外部機関と連携して確認を行う。

②関係生徒の保護者への連絡および報告。

必要に応じてスクールカウンセラー等を活用して被害生徒および保護者の心のケア等を実施。

③加害生徒への指導と観察を継続的に行う。

④事実確認の記録と管理職への報告。

⑤重大事態に該当するかの判断。

重大事態と判断した場合の対処

いじめ防止対策推進法に規定される重大事態（※1）が生じた場合は、校長の指示のもとはいじめ対策委員会を設置し当該の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、

被害生徒保護者への保護等必要な措置の検討および加害生徒への指導方針や指導内容の検討を行う。

いじめ対策委員会の構成員は以下のとおりとする。

- ・ 副校長
- ・ 中学教頭
- ・ 高校教頭
- ・ 生徒指導部長
- ・ 学年生徒指導部員
- ・ 学年主任、学級担任、部活動顧問等
- ・ 保健主事
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー
- ・ (必要な場合) 学校産業医

さらに校長が必要と判断した場合は、次のような措置等を講ずる。

- ① 臨時職員会議の開催
- ② 学園危機管理委員会への報告と連携
- ③ 私学振興室への報告と連携
- ④ 警察への通報および相談
- ⑤ 緊急保護者会の開催

(※1) いじめ防止対策推進法第五章第二十八条より次の場合が重大事態に該当する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。